

| 会長 | 副会長 | 幹事長 | 局長 | 次長 | 主 幹 | 係長 | 主係 |
|----|-----|-----|----|----|-----|----|----|
| | | | | | | | |

第11回神崎町・大河内町合併協議会会議録

開会日時 平成16年9月29日（水） 午後1時30分

場 所 神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎

神崎町・大河内町合併協議会

神崎町・大河内町合併協議会委員名簿

神崎町選出

大河内町選出

| 区分 | 氏名 | 適用 | 出欠 |
|-------------|-------|---------|----|
| 1号委員 | 足立 理秋 | 町長 | 出 |
| 2号委員 3名 | 多田 昌 | 議員 | 欠 |
| | 中塚 義之 | 〃 | 出 |
| | 奥野 恒夫 | 〃 | 出 |
| 3号委員 10名 | 高橋 勝洋 | 学識経験者 | 出 |
| | 竹國 洋子 | 〃 | 出 |
| | 中山祐美子 | 〃 | 出 |
| | 井上 秀男 | 〃 | 出 |
| | 廣納 正 | 〃 | 出 |
| | 足立 高正 | 〃 | 出 |
| | 堀口 勝久 | 〃 | 出 |
| | 尾上 徳美 | 〃 | 出 |
| | 藤原 鉄也 | 〃 | 出 |
| | 松原 博興 | 〃 | 出 |
| 8条委員 | 前川 清寿 | 県会議員 | 欠 |
| | 岡本 坦 | 中播磨県民局長 | 欠 |

| 区分 | 氏名 | 適用 | 出欠 |
|-------------|-------|-------|----|
| 1号委員 | 上野 英一 | 町長 | 出 |
| 2号委員 3名 | 小寺 義裕 | 議員 | 出 |
| | 立石 富章 | 〃 | 出 |
| | 高内 直喜 | 〃 | 出 |
| 3号委員 10名 | 岩本 精介 | 学識経験者 | 欠 |
| | 正城眞佐子 | 〃 | 出 |
| | 上垣 博 | 〃 | 出 |
| | 藤原 昇 | 〃 | 欠 |
| | 松山 陽子 | 〃 | 出 |
| | 藤原 安晴 | 〃 | 出 |
| | 日和 貞憲 | 〃 | 出 |
| | 生田 良昭 | 〃 | 出 |
| | 藤原 博一 | 〃 | 出 |
| | 立岩三代子 | 〃 | 出 |

会 議 録

| | | | | |
|-------------|--|--------|----------------------------------|--------------|
| 会議の名称 | 神崎町・大河内町合併協議会 | | | |
| 開催日時 | 平成16年 9月29日(水) 開会 13時30分 閉会 15時35分 | | | |
| 開催場所 | 神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎 | | | |
| 議長氏名 | 小寺義裕 | | | |
| 出席者氏名 | 別紙「出席者名簿」のとおり | | | |
| 欠席者氏名 | 別紙「欠席者名簿」のとおり | | | |
| 会議事項 | 1 報告 | 報告第29号 | 神崎町・大河内町電算システム統合業務委託について | 2 会議結果 承認 |
| | 2 協議 | 協議第41号 | 自治会・行政連絡機構の取扱いについて | 承認 |
| | | 協議第42号 | 住民関係事務事業(その3)防犯灯設置の取扱いについて | 承認 |
| | 3 提案 | 提案第33号 | その他事業(その2)出納業務の取扱いについて | 確認・継続審議 |
| | | 提案第34号 | 町名・字名の取扱いについて | 確認・継続審議 |
| | | 提案第35号 | 総務関係事務事業(その1)選挙関係事務事業の取扱いについて | 確認・継続審議 |
| | | 提案第36号 | 農林水産関係事務事業(その2)の取扱いについて | 確認・継続審議 |
| 会議の経過 | 別添のとおり | | | |
| 会議資料 | 別添資料あり | | | |
| 会 議 録 の 確 定 | | | | |
| 確 定 年 月 日 | | | 署 名 押 印 | |
| 平成16年 9月29日 | | | 署名委員 正 城 眞 佐 子 印 松 原 博 興 印 | |

会 議 経 過

| 発 言 者 | 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|----------|---|
| 内藤（事務局長） | <p>それでは、始めさせていただきたいと思います。</p> <p>本日、第11回の合併協議会をご案内いたしましたところ、台風21号の影響もございまして、今後心配されるところでございますが、皆様方におかれましては何かとご予定のあったところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>初めに当たりまして、小寺議長さんからごあいさつをいただきます。</p> |
| 小寺（議長） | <p>どうも、皆さん、こんにちは。失礼します。</p> <p>非常に、今日は、台風21号が今日の夕方ぐらいから明日の朝にかけてというような天気予報がありますが、現在も特に秋雨前線の関係で非常に雨が降っておりまして、非常に足元が悪い中、第11回の神崎町・大河内町合併協議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>特に、合併協議会で皆さんにご協議をいただいております案件につきましても、予定をいたしております案件のうちの約80%ぐらいが当合併協議会で皆さんのご協力によりまして確認済みでございまして、10月、来月の中旬以降になりますといよいよ新町建設計画ができ上がりますので、当合併協議会の方にも上がってくるというように聞いておりますので、特に本日につきましては台風が非常に気になりますので、できるだけ皆さんのご協力を得まして、簡潔にまたスピーディーにひとつ審議をお願いいたしまして、できれば早く終わりたいというように考えておりますので、皆さんのご協力を特にお願いいたしましてあいさつにかえます。ありがとうございます。</p> |
| 内藤（事務局長） | <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、足立会長からごあいさつをいただきます。</p> |
| 足立（会長） | <p>皆さん、こんにちは。私からもごあいさつを申し上げますが、このようなため短くさせていただきます。</p> <p>今日は第11回神崎町・大河内町合併協議会が開催されました。ほとんどの皆さん方のご出席をいただきまして会議が開催できますことを厚くお礼申し上げます。</p> <p>また、本日は砂川局長さんにもご出席を賜っております。よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>過日というよりも9月13日に、電算の契約が、契約の議決4億1,500万円余り、大河内町議会に提案されまして議決をいただきました。懸案の事項であっただけに、一安心というところでございます。</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|----------|--|
| 内藤（事務局長） | <p>今日は協議事項が2件、そして新たに4件の提案をさせていただくことになっております。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。ごあいさついたします。ありがとうございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本日の協議会でございますが、顧問の前川先生、県会開催中でありまして欠席されております。また、多田副議長、岩本精介委員さん、藤原昇委員さん、以上3名の委員さんから欠席の旨の連絡をいただいておりますので、ここにご報告を申し上げます。</p> |
| 小寺（議長） | <p>それでは、議長、議事進行をよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、会議次第によりまして進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員は28名中25名の出席を見ておりますので、会議規則の定足数に達しておりまして、よってここに会議の成立を宣言いたします。</p> <p>ただいまから第11回神崎町・大河内町合併協議会を開催します。</p> <p>本日の会議録署名委員に、正城眞佐子委員、松原博興委員をそれぞれご指名申し上げます。</p> <p>それでは、議題に沿いまして進めてまいります。</p> <p>まず、報告事項として1点提出されております。</p> |
| 浅田（事務局） | <p>報告第29号神崎町・大河内町電算システム統合業務委託につきまして、事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>浅田次長、お願いします。</p> <p>ご説明申し上げます。</p> <p>皆様方の資料、1枚おめくりいただきたいと思っております。</p> <p>報告第29号神崎町・大河内町電算システム統合業務委託の報告について。</p> <p>神崎町・大河内町電算システム統合業務委託の内容について報告する。</p> <p>平成16年9月29日報告、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。</p> <p>この電算関係につきましては、その下にも書いてございますように、本年の3月20日の第3回の合併協議会におきまして委員各位にご提案をさせていただきました。</p> <p>そして、4月28日の第4回の協議会におきまして、この電算システムにつきましては、相当の時間また相当の経費、いろんな面から合併に係る重要な項目であるということで、早期の承認をいただき、今日まで進めてまいったところでございます。</p> |

| 発 言 者 | 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|-------|---|
| | <p>まず、この電算につきましては、当初より本協議会にさまざまな提案をしまして部会というものを9部会作っておるんですけども、この電算につきましては、独立した部会で両町の職員に中心になっていただき、部会を設置をいたしております。</p> <p>両町、神崎・大河内からそれぞれ4名ずつ部員として出ていただきまして、私ども協議会の職員3名とで構成をさせていただきました。</p> <p>正式な会議は12回の会議を開催をこれまでしていただいております。それ以外に、他の合併協への視察も3回、研修という形で行われまして、これまでの取り組みということで進んできてまいったところでございます。</p> <p>詳細につきましては、後ほどまた電算部会長の方から次ページの報告という形の中でこれまでの経緯等についてご報告があらうと思しますので、事務局の方からはこの契約に至りますまでの間、少しご説明、ご報告をさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>先ほど会長の方から申し上げましたように、この電算システムにつきましては、多額の経費、そして相当の期間といったものがございませう。そういった中で、特にこの予算関係につきましては、4億円、5億円といった形でございますので、これらにつきましては議会の議決というものが法律で位置づけられております。</p> <p>こういったもの、通常ですと、合併協議会の中で予算を上げてという形になるんですけども、合併協議会は来年の3月には、恐らく合併申請を県にすれば、その段階で解散という形になってしまいますので、協議会としてはなかなかそういったものは取り組めないといった中で、両町の間で協議をしていただきまして、主となる幹事町という形での長の協議を8月25日、神崎・大河内の両町長さんの会議を開催させていただきまして、主たる、そういったこういう議案を上げる町を大河内という形で決定をいただきました。</p> <p>そして、9月7日に、これは両町とも9月の議会の方に補正予算という形で提案をさせていただきまして、大河内町は9月7日、その日に補正予算が賛成多数で議決をされました。一方、神崎町は、9月10日の日に議決をいただいたところでございます。</p> <p>これらの予算につきましては、まず議会で議決が必要になります。そして次に、契約という行為につきましても、議会の議決が必要でございますので、幹事町でございます大河内町が9月13日の議会におきまして契約議案という形で提出をさせていただいたところでございませう。そして、同日に可決をいただきまして、資料1枚おめくりいただ</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|-------|---|
| | <p>きまして2ページの方に、写してございますけれども、大河内町の議会の方に議案第61号という形で提案をさせていただき、ご承認をいただいたところでございます。</p> <p>この契約金額につきましては、4億1,543万6,700円という金額でございます。これにつきましては大河内町で執行するわけですが、神崎町側の方からは幹事町でございます大河内の方に相当分の負担をいただくという形になっておるところでございます。</p> <p>この経費につきましては、基本的に全体経費の中で要る経費の、通常は均等割という形にさせていただいておりますけれども、一部従来までの移行データといいますか、持っておりますデータを移行しますのに経費がかかります。その部分につきましては、神崎・大河内、人口が違いますので、そのあたりは人口割という形にさせていただいております、それ以外は折半という形にさせていただいております。</p> <p>なお、この4億1,543万6,700円という形で、大阪にございます株式会社日立情報システムズというところと契約をさせていただいておりますけれども、これ以外には、また工事でネットワーク、神崎町と大河内の通信ネットワークを結びます工事費、またこういった電算を初めて導入する場合に専門的な機関に管理業務を委託する経費、その他準備的な経費もございまして、それらはこの契約議案から外れてございまして、両町の総額といいますか、現在予算措置をさせていただいておりますのは総額5億5,000万円でございます。それはこちらの方には明記をいたしておりませんが、大河内の町の補正予算の方で5億5,000万円、これは16年度と17年度、2カ年にまたがりますので、17年度の債務負担という形で一部処理をさせていただいております。</p> <p>ちなみに、16年度の執行予算現額は1億4,500万円、そして17年度の債務負担という形で4億500万円の額を現在のところ予算額として措置をさせていただいております。</p> <p>実際は、この額よりもかなり落ちる部分はあるかと思っておりますけれども、債務負担ということですのである程度いろんな諸事情にもたえ得るように措置をされておりますので、その点ひとつご理解いただきたいと思っております。</p> <p>以上、私の方からはこれまでの電算業務の補正予算並びに契約が完了した部分までの報告とさせていただきまして、これまでの業者を選定いたしました経過等につきましては、電算部会長の藤原の方から</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|--------|--|
| 藤原（課長） | <p>ご報告をさせていただきたいと思います。</p> <p>失礼します。電算部会長をいたしております大河内の藤原でございます。</p> <p>私の方からは、業者選定を中心に参考資料をもとにご報告を申し上げたいと思います。</p> <p>3ページ以下で説明をさせていただきます。</p> <p>合併協議会設置後、これまでに12回部会を開催をいたしました。電算部会は各協議に先行いたしまして、2月25日からを初回といたしまして協議を重ねてまいりました。</p> <p>この8月10、11の2日間にわたりまして電算業者5社、これはその次の4ページのところに掲げておりますが、株式会社日立情報システムズ、日本電子計算株式会社、株式会社さくらKCS、日本コンピューターシステム株式会社、富士通株式会社、この5社でございますが、に提案を求めました。</p> <p>この5社の選定理由でございますが、まずそれぞれの町で現在契約をいたしております電算業者、神崎町についてはさくらKCS、大河内については日本コンピューターサービス、この2社は入れまして、あと合併の実績がある全国的に大手と言われるところ、それから県内等に近隣に拠点があると、活動拠点があると、こういったような観点からこの5社を選定をいたしたわけでございます。</p> <p>先ほど申し上げたように、先月の10、11の2日間にわたりまして、いわゆる提案、プレゼンテーションを実施をいたしまして、電算業者選考委員会、これは電算部会8名、それから両町の電算担当であります総務課長2名、それから事務局の3名、合わせて13名によりまして電算業者選考委員会で選考をいたしました。その結果、株式会社日立情報システムズということで決定をさせていただいたところでございます。</p> <p>次に、選定理由でございますが、大きく分けまして2点でございますが、まず1点目は、次ページに評価の総括表を掲げておりますが、ここにはちょっとつけておりませんが、それぞれに二十数項目ごぐらいの評価をいたしました。そういった項目の中で、今申し上げた13名の選考委員の大多数がAランクという形で高い評価をいたしたということでございまして、その大まかな理由といたしまして、黒ぼちでちょっと4つほど上げておりますが、最新の提案内容であったということ、それからこういう市町村統合の実績とかその稼働というものについて申し分がないということ、それから今IT社会、IT</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|-------|--|
| | <p>行政と言われておるわけですし、これからの電子行政というものを見越した拡張性にもすぐれているということ、それから総合窓口、いわゆるワンストップサービスというような言われる部分で、1カ所でもってほとんどの窓口業務ができ得る、そういうような仕様を標準で有しているということ、それからこの電算、新しいシステムを構築する場合、今既存のデータというものを移行していかなければなりません。これは大変なことなんでございますけれども、そういった部分についての考え方といったもの、特に、通常の事務をこなしながら短期日ということがございます。職員作業軽減ということについても考えられているし、今までの実績というものも評価ができるということでございます。</p> <p>それから、2点目といたしまして、一番安いということでございます。この中に、価格そのものはちょっと書いておりませんが、資料としてはお出ししておりませんが、実は日立情報さんはさくらKCSから比べますと2番目に安かったということでございますが、逆にこのさくらKCSの中身を見ますと、今現在主流でありますクライアント・サーバー方式、C/S方式とも言うておりますが、これが現在の主流でございますけれども、これからもそれが主流になるんですが、提案内容が今使っておるちょっと旧式のいわゆるオフィスコンピューター方式、オフコン方式、こういう形での提案で、すぐに導入後に速やかにまたC/S方式に移行されたらどうでしょうか、その理由は時間が余りないからと、こういったような提案でございまして、実質的に2番目の価格である日立情報が安いと、こういうことで考えられ、評価をいたしました。</p> <p>それから、次の合併ということについては、私たち電算部会の中では考慮しないとして協議を進めてまいったわけでございますけれども、近隣の市町が同じようなシステムを、同一業者という部分がありましても、やはりその段階ではデータ移行料はそれなりに発生をするということが調整の中では判明をいたしました。ということで、基本的には日立が安いということの評価をいたしたところでございます。</p> <p>4ページには、今申し上げたことの詳しい評価の総括表をそれぞれの業者ごとにしております。</p> <p>繰り返しになりますので、あえてもう申し上げませんが、次の5ページにあります、このことによって電算業務が、住民情報系で住民記録初め30項目、それから内部情報ということで、これは役場内部の財務会計などを中心に13項目、それから戸籍、今これは両町どちら</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|------------------------------|---|
| <p>小寺（議長）</p> <p>藤原（博）委員</p> | <p>も電算化がなされてないのですが、全国的に、あるいは県下でもほぼ半数ぐらいが導入もしくは導入中ということ、それから国等の要請と、先ほども申し上げたIT社会という部分の要請もあって、これは進めていくという部分で戸籍も入れていくと、こういうことにいたしておるところでございます。</p> <p>それから、一番最後のページ6ページでございますけれども、今後のこの電算導入に係るところのスケジュールでございます、当初9月といたしておりましたが、先ほどもありましたような関係もあって、この10月から開設、電算室の開設を準備をするなり、それからそれぞれ住民情報系戸籍あるいは内部情報といった部分についてのそれぞれ今現在の業務、課の業務という担当者レベルでの打ち合わせを開始をしていきたい。</p> <p>当初の提案でも申し上げたように、合併目標期日、来年の11月1日までには、安全でかつ確実な統合というものを目指す。これは一日たりとも遅れるわけにはいきませんので、鋭意その点について努力をしていく。その間、先ほどもありました両町の庁舎間の通信ネットワークというものの基盤、これは別途の契約になりますけれども、これについても先ほどの準備作業の中から設計作業に入って、そのネットワークを構築していくと、こういう段取りになっております。</p> <p>以上で報告を終わらせていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま説明がございましたこの件につきまして、説明のとおり両町で予算措置または代表町として大河内町で契約議決がなされ、今後本格的に電算業務が進んでまいります。</p> <p>ただいま説明がございました件につきまして、ご質問等がございましたらお受けをいたしたいと思っております。</p> <p>どうぞ、ございませんか。</p> <p>藤原博一委員、どうぞ。</p> <p>大河内の藤原でございます。</p> <p>一、二、ちょっと教えていただきたいんですが、4ページですね、資料1にございますけども、ちょっと日立情報システムズのところを見ておりましたら、中ほど、下ですか、「体制についてやや不安があるが」というのがありますが、これは何なのか。</p> <p>それと、さくらのところを読みますと、さくらではC/Sでは合併に間に合わないからということでのなにが書いてありますけど、日立なら間に合うのかどうか。</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|--------------------------|--|
| <p>小寺（議長） 藤原（課長）</p> | <p>それと、C / Sはオフコンよりも進んだということに解釈したらいいんですね。</p> <p>それともう一つ、よく言われますのは、電子自治体ということ言われてますけども、その関連はこれとは何か関係があるのかどうか。</p> <p>以上、ちょっと教えていただけたらと思います。以上です。</p> <p>では、藤原部会長、お願いします。</p> <p>まず、1点目の体制についてということでございます。</p> <p>これについては、実は日立情報さん、この近隣で宍粟市になるんですかね、その分とか佐用の部分、そういったようなところ辺でもう私どもと同様に、仕事をとっておられるようでございます。そういった部分で、そこら辺といわゆるシステムエンジニアさん、システム構築をする技術者でございますけれど、そこら辺の部分で重なり合うのではないかということの情報をキャッチいたしましたので、そういった部分の懸念をしたということでございます。事前にそれをキャッチいたしておりますので、そういったものを今、今後においてはきちっとそういう重ならないということでの打ち合わせをしていきたい、こういうぐあいに思っております。</p> <p>それから、さくらさんのC / Sでは間に合わない云々の話でございます。</p> <p>日立さんはC / Sで提案をされてます。一業者がそういうことを申しておるけれどもどうでしょうかという部分の、こういうプレゼンテーションの中でそういったお話も聞かせていただきましたが、余裕はありませんけれども間に合いますと、こういうことございました。</p> <p>それから、C / Sはオフコンより先進の技術であるかということでございますが、これはそのとおりでございます。</p> <p>それから、電子自治体という部分でございますけれども、例えば内部の関係でございますが、5ページにも掲げておりますように、これはまだ基盤だけという言い方でございますけれども、電子決済であるとか、いわゆるペーパーレスを志向していきたい。それから、職員ポータルの部分とか、それからグループウェアといったような部分、ここら辺からはいわゆるインターネットといったような部分に来るわけでございますして、そういう部分でいろいろと派生を今後していくであろうという部分の受け皿だけは作っておこう。こういう意味合いでございます。</p> <p>以上。</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|--------|---|
| 小寺（議長） | <p>ほかにごさいませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 小寺（議長） | <p>ご質問等がないようございしますので、それでは次の協議事項に入りたいと思います。</p> <p>それでは、協議第41号自治会・行政連絡機構の取扱いについて、担当の分科会長の説明をお願いいたします。</p> <p>佐谷分科会会長、お願いいたします。</p> |
| 佐谷（課長） | <p>分科会担当の神崎町の佐谷でございます。</p> <p>協議第41号の自治会・行政連絡機構の取扱いということでご説明を申し上げます。</p> <p>この関係につきましては、行政と自治会との連携につきましては、まちづくりあるいはまた集落自治の地域づくりに大きな役目を持っておいて、そのリーダーであります区長さん方で構成します区長会での連絡調整、これも欠かせないという、そういった認識に立ちまして調整を行っております。</p> <p>両町におきましては、区長会の運営と町からの運営補助金等に差があるわけでございますけれども、自治会の組織ですとか、それから行政と区長会との連携、こういった部分につきましては両町同じような部分が多うございまして、基本的には現状を引き継ぎまして、区長会での調整を踏まえながら新町での早期一体化を図るということで調整を図ってまいりました。</p> <p>1ページ、2ページにおきましては、調整の方針でございますけれども、この関係につきましては、後の4ページの調整方針と全く同様でございますので、私の説明につきましては、4ページに沿いまして朗読して少しコメントを加えて説明をさせていただきます。</p> <p>現況ですとか問題点、課題につきましては、前回の協議会で事務局より概要的に説明があったところでございますので、即調整方針によりまして少しコメントを加えて説明を申し上げます。</p> <p>4ページの調整方針でございますけれども、（1）では自治会組織ということでございます。</p> <p>で、区長会の単位区数及び区長人数は現行どおりといたしまして、新町にそのまま引き継ぐ。</p> <p>では、区長会の役員体制、それから任期等につきましては、新町発足後の区長会におきまして調整するということといたしております。</p> <p>現況の比較というところで、5ページを見ていただきますと、中ほ</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|-------|--|
| | <p>ど、自治会組織というところがあるわけでございますけれども、神崎町におきましては19区でございます。その世帯数が2,422、16年4月1日の住民基本台帳で見ますと、人口では8,540人でございます。一方、大河内町につきましては20区ございまして、世帯数で1,691、人口で5,356人ということで、2町合わせますと39集落、4,113世帯で人口1万3,896人であります。</p> <p>組織におきましては、両町とも区長会ということで、それぞれの区長さん方で構成されておりまして、その組織といたしましては任期が2年で、これは区長会という一応一本化された区長会の組織でございますけれども、任期が2年、これは両町とも同じでございます。役員体制におきましては、下の方に書いておりますけれども、神崎町におきましては会長が1名、副会長が3名、大河内町におきましては会長1名、副会長1名と、そういう状況になっております。</p> <p>次、4ページに戻りまして、(2)の区長会事務についてでございます。</p> <p>区長会の運営でございますけれども、につきましては、新町の一体性を確保するため、区長会での議論を深めていただいて組織の一元化を図ると。</p> <p>では、区長会の開催回数等の運営方法につきましては、合併後区長会で調整する。</p> <p>の区長会運営補助金につきましては、区長会の運営状況を勘案しながら、合併後調整いたしまして一元化を図ろうと。</p> <p>の上部団体等の負担金あるいは傷害保険料等の支出方法につきましては、新町発足までに調整するというようにしてございまして、6ページで上げておりますように、一番上の区長会事務というところで上げておりますけれども、神崎町におきましては運営的には、定例区長会が年に2回、大河内町では年6回、それから運営補助といたしまして16年度予算ベースで見ますと、神崎町では95万円、大河内町では120万円という、そういうことで若干相違がございます。</p> <p>それから、一番下の方の傷害保険につきましては、いずれも、両町とも区長さん方の災害保険には入っておりますけれども、その経費の負担方法が、神崎町におきましては町の会計に計上いたしまして一般会計で負担していると。大河内町につきましては区長会の会計で、町の会計から区長会に補助いたしまして、区長会の会計で負担していただいておりますと、そういう差があるわけでございます。</p> <p>次に、4ページに戻りまして、(3)の地区要望事項の取りまとめ</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|-------|---|
| | <p>でございます。</p> <p>地域におきます行政に対する要望の窓口は区長といたしまして、随時関係部局において取り扱う。</p> <p>2つ目に、予算編成に係る要望窓口につきましては財政部局といたしまして、取りまとめ方法につきましては大河内町の例によるということに一応しております、また6ページへ戻りますと、取りまとめの方法というところに書いております。</p> <p>いずれも区長さん方から、町それぞれの部局に対しましての随時要望等もあるわけでございますけれども、大河内町におかれましては、予算への反映という、地域での課題についての町の予算への反映ということ、観点から、そういった予算面につきましては段階では財政部局で取りまとめを行っているという、そういうところもございまして、一応方策といたしまして、大河内町の例によって調整していくと、ところでございます。</p> <p>それから、また4ページの(4)の自治組織との行政協力委託業務でございます。</p> <p>行政と各自治会との連携を確保いたしまして、円滑な運営を推進するということで、区長会は現行制度を引き継ぐものといたしまして、区長さん方にお支払いしております報償費につきましては、新町発足後におきまして早期に一元化を図ろうということでございます。</p> <p>では、その報償費でございますけれども、17年度につきましては、17年度両町それぞれ計上しております、予定しております額あるいは配分方法による。</p> <p>では、18年度以降につきましては、新町発足後の区長会におきまして、各区間の均衡あるいは公平性を勘案しながら調整することにしております。</p> <p>7ページを見ていただきますと、区長報償費ということで、神崎町におきましては年額475万5,000円、大河内町につきましては年額560万円ということで差がございまして、単純に1区長当たり平均をいたしますと、神崎町におきましては約25万円、大河内町では約28万円ということでございます。</p> <p>それから、同じく7ページの行政協力業務、これにつきましては両町とも同様、ほとんど同様でございます。</p> <p>次に、(5)の自治組織の所有財産の取扱いでございます。</p> <p>で、公共性の高い集落財産の所有権の移転手続を簡素化いたしまして、相続問題等、こういった問題の発生を防ぐ取扱いということで</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|--------|--|
| 小寺（議長） | <p>ありまして、制度を現行のまま存続させるということにしております。</p> <p>では、対象とする財産の種類あるいは手続上の様式、書類等につきましては、一元化を図るために合併時までには調整するというようにしております。</p> <p>7ページで、自治組織の所有財産の取扱いということで、比較しておりますけれども、目的につきましては両町とも同じようなことをございまして、自治会が所有しております集会所等の用地とか、そういったものにつきましては登記の問題あるいは自治会自体が民の組織でございまして、法人格はございませんので登記はできない。あるいは、かといって公地のままで置いておくのも、これも後々の紛争につながっていくというところで、各自治会での所有で、と管理という、そういう全面責任を持っていただきながら、登記面につきましては町としての手続を経ているというところをございまして、町とそれから各自治会との協定書あるいは覚書等によって対応しているというところをございます。</p> <p>したがいまして、これらにつきましては両町とも現状、現行におきましても同様の取扱いをしているところをございます。</p> <p>それから、また4ページの（6）と（7）の関係でございすけれども、住民への回覧物の回覧方法につきましては、現行の配布あるいは回覧方法を新町に引き継ぐというところで、これにつきましては両町とも同様の方法をとって、区長さん方を通じて住民の皆さんに回覧しているという、配布しているというところをございます。</p> <p>（7）の住民への連絡体制でございすけれども、これにつきましては、いわゆる印刷物ですとか放送とか、あるいは時によっては必要に応じて広報車、それから会議等によりまして連絡体制をとっておるわけでございすけれども、これにつきましては双方、両町とも同様の体制でございまして、現行のまま新町に引き継ぐということにしております。</p> <p>なお、神崎町で整備しておりますケーブルテレビでの映像活用、これも連絡体制としては有効な手段であるということで、大河内町におきましてもこういう方策の整備も望まれるということで調整をしております。</p> <p>以上でございす。</p> <p>ただいま説明のありました自治会・行政連絡機構の取扱いにつきまして、ご質問、ご意見等がありましたら、お受けをしたいと思いま</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|-------|---|
| 日和委員 | <p>す。</p> <p>ございませんか。</p> <p>日和委員、どうぞ。</p> <p>大河内の日和です。3点ほどお願いいたしたいと思います。</p> <p>各ページとも(5)の自治組織の所有財産の取扱いということでご提案があります、資料がありますが、2ページから始まりまして2ページ、3ページ、4ページ、そして7ページ、参考資料といたしましては7ページをご参照いただきたいと思います。</p> <p>この自治組織の所有財産の取扱いの表の中ほどにあります、大河内・神崎町は覚書あるいは協定書の締結によって便宜を図ってもらっているということではございますけれども、その覚書あるいは協定書でもって、実質上はその所有権の管理等については自治会がやるということでございます。</p> <p>その自治会、集落がその管理権、責任があるということでございますが、その対象になってますのは、その次の欄にありますとおり、集会所、公園、消防施設用地等、墓地、それから集落道とありますが、この中で特に集落道についてでございますが、この集落道については、特に交通量の多い集落道については、これを協定書なり覚書でもって自治会がその責任を負うということになりますと、例えばその道路を管理不十分だということで、例えば損害賠償等の請求があったような事故があった場合、これは自治会が負担するということになるかと思うんですが、そういうことで、自治会は莫大な負担、リスクを負うことになるのではないかなというふうに思います。</p> <p>そうなりますと、自治会としましてもおちおち寝ておれないなということではないかなと思うわけです。したがって、この協定書なり覚書というのを実態とよくこの際洗い出しをしていただきまして、できればその交通量の多い、特に集落道につきましては、例えば町道への格上げとかというふうなことをご検討いただけないかなというふうに考えます。</p> <p>だから、今回そのまま新町に引き継ぐということでございますけれども、何とか洗い出しをしていただきまして、覚書、協定書と実態と、よく洗い出しをしていただいて、町道に近いような交通量であると、あるいは人が通るというふうなことでありますと、早急に対応をお願いしたいというふうに考えます。</p> <p>そういうことから、逆にそれを見ると、じゃあもうそこは通行どめにしますというふうなことには逆にならないように、是非是非お願い</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|-----------------------------|---|
| <p>小寺（議長）</p> <p>足立（会長）</p> | <p>したいと思うのであります。1点目はそれです。</p> <p>2点目でございますが、同じくこの自治組織の所有権の取扱い、所有財産の取扱いについてであります。大河内町・神崎町、各自治会さんでその財産を管理されているのは、恐らく区長さん初め各個人の方の名前で登録をされているのではないかなと思われませんが、もしそれを例えば協同組合とかそういうものの法人を作って財産を管理されているというふうな自治会さんがおられましたら、その例を挙げていただけたらというふうに思いますし、もしもそれが無い、あるいはあってもそんなに件数がないということであれば、その点について行政としてそういう指導はされないのかどうか、そういう考えはお持ちじゃないかどうか、お伺いしたいと思います。</p> <p>3点目ですが、資料では8ページですが、住民への連絡体制ということで、枠の中に有線等による告知とありまして、大河内はJ Aの有線放送ということであります。ケーブルテレビの告知放送機能を利用して音声で連絡すると、こういうことで、先般台風の関係で私どものところは停電がありました。その停電になったときに、どうなるのかなというのが実は思ったわけです。</p> <p>そこでお伺いしたいのは、ケーブルテレビの告知放送機能を利用して音声で連絡するといいましても、私の常識ではこれ恐らくテレビですら停電をすればこれ機能しないんじゃないかなと思います。ほかにスピーカーが何かがついているのかどうか、お伺いしたいです。</p> <p>それで、そういうことからしますと、これをページを戻っていただきまして3ページですか、3ページの7番には、2行目に、「違いがあるため統一に向けた取り組みが必要です」というふうにあります。が、もしも停電によってケーブルテレビが機能しないのであれば、統一ではなくて併設をお願いできないかな、有線放送とケーブルテレビと併設をお願いできないかなというふうに思います。</p> <p>以上3点、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、会長がお答えいたします。</p> <p>まず、最初の件でございますけれども、神崎町の場合は町道認定等、その関係が密接に関係すると思います。級をつけておりまして、いわゆる集落部に位置する、関係する戸数が3戸とか、そういった戸数によって認定を変えておるわけでございます。しかし、町道認定ということで、不特定多数の方が多く通るところにつきましては町道認定がされておるのではないかなと思います。</p> <p>この件では、先般ご審議をいただきました中で、道路については認</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|---------|--|
| 上野（副会長） | <p>定について調査するというような取り決めをしていただいたと思うので、できればそういう形になればと、このように思います。</p> <p>それから、個人の名前、いわゆる集会所等につきましては、神崎町の場合は個人の名前で保有することが困難であるから町の名前にして覚書を締結して、それはその地域のものでありますよという覚書を締結しておるのがこの事例でございます。</p> <p>それから、3番の件につきましては、まことに申しわけないんでありますが、神崎町も実はK - ネットが停電して昨日さんざんしかられました。というよりも、そういうものがございます。ですから、これを何とか、そうはいいながら緊急の場合に役立てる方策を検討するというお答えをしておりますし、そのようにしなければならぬと考えております。</p> <p>したがって、有線放送と告知放送と2つを併設するということは、多分経済的にも問題があると思いますので、そういう不時の場合についても連絡ができるような方策ができないか、これは十分検討してそういう方で改良すべきであろうと、このように思います。私たちについても、大きな宿題をいただいておりますので、検討させていただくということになると思います。</p> <p>大河内町も基本的には今足立町長が言われたと同じような内容だと思うんですが、むしろ集落道で交通量が頻繁でというの、場所を特定、ちょっと私自身がそういうところないのではないかなというふうに思っているんですが、基本的には町道認定なり、あるいは農道認定なり、そういうふうに頻繁に通行量があるところにはそういうことをやっておりますし、またやっていなかったとしても、そういうところでしたら今後認定をすればいいというふうに考えます。</p> <p>それから、公民館の扱いについてもほぼ神崎町さんと同じではないかなと思います。</p> <p>それから、有線放送の関係については、実は集落の懇談会でも説明させていただいたと思うんですけども、有線放送設備、今後どういふふうになっていくかということで、いわゆる更新ということについてはJAさんと直接まだそんな協議をしておりますけれども、多分難しいのではないかなということで、それでその一つの情報伝達手段としてケーブルテレビの推進を町としてはやっていきたいというのが今の考え方です。</p> <p>あと、神崎さんも同じですけど、大河内町の宮野もそうですけど、</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|--------------------------|---|
| <p>小寺（議長） 日和委員</p> | <p>生産森林組合という形で山林の所有をやっているケースがあるということでございます。</p> <p>どうぞ。日和委員、どうぞ。</p> <p>大河内の日和です。</p> <p>ただいまご回答いただいたんですけども、1つには、協同組合等によって法人として財産を登録するというふうに申し上げましたが、これはその以前に便宜を図っていただくということでこういう提案になっているというのは承知しておりまして、さらに協同組合等によって法人にして登記をするということを行政サイドとして指導をされるようなお考えはありませんかということなんです。それをお伺いしたんです。そういう方針はございませんかということをお伺いします。</p> |
| <p>小寺（議長） 足立（会長）</p> | <p>それでは、どうぞ、会長。</p> <p>現在はその考えがないんです、ありません。</p> |
| <p>小寺（議長）</p> | <p>それでは、大河内町の総務課長、お願いいたします。</p> |
| <p>小寺（課長）</p> | <p>各自治会の財産の名義というんですか、これにつきましては全国的にやはり問題になった部分ですね。そういう中で、一つ制度として地縁団体という制度が設けられ、六、七年も前ですか、そのような制度が設けられました。ところが、それは法律で定めたわけなんです、その中で1つは、その集落の住民についてはすべて入らなければならないという部分があります。ですので、それらの集落の実態見てみますと、それぞれに財産に関しての権利というものがありますので、そういう部分で地縁団体については少し課題というんですか、があるなという部分が1つございました。</p> <p>それからもう一つは、これもみなし法人という格好になりますんで、税金をかけなきゃならない。このようなことがありまして、この地縁団体につきましてもそれぞれ各町で取り組んだんですが、余り実態にそぐわんなというような話がありまして、それをカバーするためにこの現在のこのような財産の取扱いがあるということでご認識いただきたいところであります。</p> <p>そういう形の中で、この地縁団体についての今後それを各自治会に対して進めていくというような考え方は、今のところは持ってないところであります。</p> |
| <p>小寺（議長） 日和委員</p> | <p>日和委員、どうぞ。</p> <p>大河内の日和です。</p> <p>繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げましたが、集会所とかそういうものについてはよくわかりますが、道路の関係については</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|--------------------------|---|
| <p>小寺（議長） 佐谷（課長）</p> | <p>少し特殊ではないかなというのが今申し上げた趣旨です。先ほどおっしゃいました、実際具体的には考えられないんだけどということなんです。実は私も地元の方でそういうことがつい最近わかりまして、区長さんにもお願いしておるわけですが、そういうようなことがありましたら早急な対応をよろしくお願ひしたいと思いますし、繰り返しますけれども、逆に、いやそれだったらもうそこストップですよと言わないように、是非お願ひしたいというふうに思います。重ねてお願ひします。</p> <p>それでは、部会長、お願ひします。</p> <p>その道路の関係でございます。</p> <p>先ほど両町町長さんからございましたけれども、いわゆる道路管理をいたしますと、道路管理者としてやっぱり町道認定をしなければならない。その町道認定につきましては、両町とも何らかの基準を持っておりますし、生活に密接につながっている道路という、そういう解釈の中で認定すると。それにつきましてはの必要性は、集落道の中でも開発とかそういったものによりまして住家の建ちぐあいとかいろんな条件、基準がございまして、それによって認定していこうという、そういう中でしっかりした管理を、管理責任を持つということでございますけれども、それ以外につきましてはおっしゃっているそういった集落道というんですか、地域の道路につきますと、余り生活に直接結びつかないという、いろんなもっと幅の広い一般車の利用というものが余りないところではないかなというふうに、今推察するわけでございますけれども、そういったものにつきましてはの認定につきましては地域で管理していただく必要があるというところでございます。</p> <p>したがいまして、町道の認定、指定しますと、それにつきましては協議によって認定基準等を当てはめながら、必要性が検討されていくというふうになるわけでございます。</p> |
| <p>小寺（議長）</p> | <p>ほかの方ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| <p>小寺（議長）</p> | <p>ご質問がないようでございますので、ここで採決に入りたいと思います。</p> <p>協議第41号自治会・行政連絡機構の取扱いにつきまして、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p> |
| <p>小寺（議長）</p> | <p>挙手全員です。よって、協議第41号自治会・行政連絡機構の取扱いにつきましては原案のとおり可決されました。</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|--------|--|
| 小寺（議長） | <p>ここで暫時休憩をいたします。</p> <p>再開は14時40分といたします。</p> <p>午後2時26分 休憩</p> <p>午後2時41分 再開</p> <p>それでは、時間が参りましたので再開をいたします。</p> <p>次に、協議第42号住民関係事務事業（その3）防犯灯設置の取扱いを議題といたします。</p> <p>担当の分科会会長の説明をお願いいたします。</p> |
| 小林（課長） | <p>小林分科会会長、お願いします。</p> <p>失礼します。大河内町の小林でございます。</p> <p>それでは、資料によりまして説明させていただきます。</p> <p>住民関係事務事業（その3）で防犯灯設置の取扱いについてということでご説明させていただきます。</p> <p>資料の2ページの方をお願いしたいと思います。</p> <p>事務事業の比較表というのが下の方にある、載せておりますが、この中で見てもらったらわかりますように、要望の受け付けにつきましては地元区長の方で取りまとめをいただきまして、町の方へしていただくようになっております。</p> <p>その中で、防犯灯につきましの事業主体というんですか、設置者とか経費の負担につきまして、神崎町と大河内町と若干取扱いが違うということでございます。</p> <p>そのうちの新設工事につきましては、神崎町では町が実施を行っておりまして、工事費については地元負担はございません。大河内町につきましては、自治会の方で工事を行ってまいりまして3万円までの範囲内で全額補助をするということ、取扱いが違っておりまして、これを調整する必要があるということでございます。</p> <p>後の設置されてからの維持管理につきましの修繕費、電気代等につきましては、その設置のされたものによりまして取扱いが違うということございまして、神崎町では自治会内にあると判断できるものについては自治会で負担を願っている。それから、集落と集落の間にある民家のないところで通学路、主に通学路ですけれども、そういうところについては町が負担しているという取扱い、それから大河内町につきましては、集落内に設置されたものにつきましては神崎町と同じように集落内で負担をしていただく。それから、集落と集落の間にある設置で、山の中とかそういうところに設置されたものにつきましては、町が負担しているというような取扱いにしております。</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|---------|--|
| | <p>調整方針ですけれども、防犯灯の設置及び維持管理については、新町発足までに大河内町の例により調整するというので、今言いました設置については集落で行っていただいて、工事費については町が3万円までの限度において支払うと。それで、維持管理の電気代等については集落で持っていただくというようなところで、調整をしたいというふうに思っております。</p> <p>そして、神崎町におきましては補助金交付要綱がございません。というのは、町で実施をしておりました関係でございます。しかし、大河内町においても補助金交付要綱の規定が今までございません。これにつきましては、補助金というんですか、を予算化する段階において予算の範囲までということで補助をしておいた関係で1年に何基までというふうな予算をつけて、それで補助しておいて、残りについてはまた次回ということで、地元対応しておいた関係上、補助金要綱がなかったものと思われま。</p> <p>これにつきましては、今後は補助金交付要綱を作る予定で調整を進めたいというふうに思っております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 小寺（議長） | <p>ただいま説明のありました住民関係事務事業の防犯灯設置につきましてのご質問等がありましたら、お受けをいたしたいと思っております。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 小寺（議長） | <p>ないようでございますので、採決に入りたいと思っております。</p> <p>協議第42号住民関係事務事業（その3）防犯灯設置の取扱いにつきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p> |
| 小寺（議長） | <p>挙手全員であります。よって、協議第42号住民関係事務事業（その3）防犯灯設置の取扱いにつきましては原案どおり可決しました。</p> <p>これで本日提出の協議項目は2件とも承認されました。</p> <p>次に、提案に移りたいと思っております。</p> <p>提案第33号でその他事業（その2）出納業務の取扱いについて、提案第34号町名・字名の取扱いについて、提案第35号総務関係事務事業（その1）選挙関係事務事業の取扱いについて、提案第36号農林水産関係事務事業（その2）の取扱いについての4件が提出されております。</p> <p>事務局から一括して提案説明をお願いします。</p> <p>浅田次長、お願いします。</p> |
| 浅田（事務局） | <p>それでは、提案第33号から第36号までご説明を申し上げます。</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|-------|---|
| | <p>まず、提案第33号その他事業（その2）出納業務の取扱いについて。</p> <p>その他事業（その2）出納業務の取扱いについて提出する。</p> <p>平成16年9月29日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。</p> <p>資料1枚おめくりいただきたいと思います。</p> <p>合併協定項目の24-17にその他事業ということで、これまで各種の事務事業の中で関連がない部分につきましてはその他事業ということで計上させていただいております。その中に1項目、出納業務の取扱いについてということで、そこに掲げておりますように課題、問題点といたしまして、指定金融機関等の指定ということで協議を幹事会等で開催をさせていただいております。</p> <p>まず、この指定金融機関ですけれども、両町とも現在事務事業の現況比較表の方にございますように、兵庫西農業協同組合に指定金融機関ということで議会の議決を得て業務に当たっていただいております。大きな相違はございませんけれども、収納の代理金融機関におきまして、神崎町が3金融機関、大河内が4金融機関ということでございますので、一部調整する必要がございます。</p> <p>また、郵便局につきましては、それぞれ両町の神崎郵便局、大河内郵便局にそれぞれお願いをしておりますけれども、これらにつきましては新町発足までに調整をするということで提案をさせていただいたということがまず1点でございます。</p> <p>続きまして、提案第34号についてご説明申し上げます。</p> <p>提案第34号につきましては、町名・字名の取扱いについてでございます。</p> <p>町名・字名の取扱いについて提出する。</p> <p>平成16年9月29日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。</p> <p>こちらの方も2ページをあけていただきたいと思います。</p> <p>合併協定項目の18番目、町名・字名の取扱いについてでございます。</p> <p>こちらの方は、新町名称・庁舎等小委員会の方で、来月10月の末からPRを行いまして、11月1日から1カ月間の中に新町名称の公募をかけるということの整合もございまして、この町名・字名につきまして次回の協議会で協議をいただくという形にしております。</p> <p>まず、課題、問題点ですけれども、旧町名は両町の住民の皆様方に</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|-------|--|
| | <p>とってこれまでやはり約50年という長い歴史がございますので、とても愛着が深く、他の合併の先進地におきましては新市になる場合には、新市、それから旧の町名を使い、それから字名を使うという事例が大変多うございます。神崎町・大河内町が合併をいたしましても、新しい町になるということでございますので、その課題、問題点の2行目にも掲載をいたしておりますように、新町名、旧町名、字名というふうに法律上は可能でございます。しかしながら、一般的にはやはり理解しにくい、長ったらしい、何かわけがわからなくなるというふうなところが住民の皆さん方から声としてございますので、そういった部分を課題、問題点として上げさせていただいておるところでございます。</p> <p>そういう中で調整、幹事会での調整方針といたしましては、新町名称の後に旧の町名、いわゆる神崎町、大河内町という名前は使わない。2点目に、大字、その下の事務事業の現況比較表の方に神崎・大河内の行政区と、それから大字の名前を掲載させていただいております。神崎町では19、大河内では20というところがございますけれども、大字で同一の名称がございません。したがって、この名称につきましては現行のとおり使用するというにさせていただいております。</p> <p>ちなみに、皆さん方に、ここで、幹事会でも少しお話が出たんですけれども、神崎町の大山地区の吉富、この吉富の「富」という字ですけれども、こちらの方は普通上に点がつくんじゃないのかということで、幹事会でも協議があったんですけれども、吉富の「富」はこの点のつかない「富士山」であるということで、これら点一つをつけるにいたしましても議会の議決等が必要になり、県知事の方に報告をするといったことが出てまいりますので、この大字一つとりましても大変重要な意味を持っておるというところがございます。</p> <p>なお、参考資料といたしまして、3ページの方にこれまでの先進地の事例ということで県外の状況並びに県内の状況をつけさせていただいております。</p> <p>特に、県内の方で見ますと、篠山市の方では4町が平成11年に合併をされて篠山市になっておりますけれども、この中で今田町のみが、いわゆる立杭焼といった面から、合併のいわゆる一つの意見として今田町という旧町名を残してほしいということで、篠山市今田町という形になってございます。</p> <p>朝来市の方でも、生野、和田山、山東、朝来という名前は朝来市の</p> |

| 発 言 者 | 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|-------|--|
| | <p>後ろにつくという形になっております。</p> <p>一方、少し東になるんですけれども、社、滝野、東条、こちらの方が加東市ということで、加東郡なんですけれども、加東市といういわゆる新市名になるんですけれども、こちらの方には旧の社、滝野、東条という名前はつけないという形になってございます。</p> <p>したがいまして、この神崎・大河内町におきましても、新市となる場合ですと旧町名を使えば本当に一体性もとれていくんですけれども、やはり新町という形になりますので、そのあたりで旧町名は使用しないという形にさせていただいておるところでございます。</p> <p>以上が提案第34号の主な説明でございます。</p> <p>続きまして、提案第35号でございます。</p> <p>総務関係の事務事業（その1）選挙関係の事務事業の取扱いについて提出する。</p> <p>平成16年9月29日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋ということでございます。</p> <p>事務事業の中で、たくさんございます1点で、総務関係の事務事業での選挙絡みでございます。</p> <p>2ページを見ていただきたいと思います。</p> <p>選挙関係につきましては、7項目ございます。大きくまず1点目に、選挙管理委員会、それから2点目に農業委員会の選挙、3点目に財産区の議会議員の選挙、4に市町村長の選挙、5に市町村議会議員の選挙、6点目に投票区及び開票区等、それから7点目にポスター掲示場の設置ということでの課題、問題点を調整いただき、幹事会で検討させていただいたところでございます。</p> <p>まず、選挙管理委員会なんですけれども、これは法律に基づきまして4名とされておりまして、しかしながら、新町における選挙管理委員会の選出の基本的な方針について調整をする必要がございます。</p> <p>なお、新町発足時におけます選挙管理の選挙管理委員会の委員さんは、地方自治法という法律の施行令第4条の規定がございまして、特別選任手続をとることになってございます。合併時におきまして、両町の選挙管理委員の互選によりまして新町の議会で選挙管理委員の選挙が行われるまでの間、暫定的に選挙管理委員を選出することになるというところが1点ございます。</p> <p>また、現行の選挙管理委員会の両町とも規定がございまして、これは合併により失効となるため、新町発足までに調整を行う必要があるというところの課題、問題点につきましては、3ページの方で調整方針</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|-------|--|
| | <p>を出させていただいております。</p> <p>まず、選挙管理委員会は、当然両町とも現存の選挙管理委員会の委員会等とも協議が必要ですが、新町の選挙管理委員は4名となりますが、神崎町から2名、大河内町から2名、選出する方向で新町発足までに調整を行います。</p> <p>同じく、その選挙管理委員会の規定につきましては、現行の規定内容を基本にいたしまして、新町発足までにこれも調整をするというところでございます。</p> <p>2点目の農業委員会の委員の選挙につきましては、課題、問題点の方で、選挙の執行方法につきましては両町ともほぼ同様でございます。一部、届け出関係の様式等に差異がございます。また、神崎町におきましては農業委員会の委員選挙の執行の規定がございません。したがって、現行の公職選挙執行規程を調整し、再編を図る必要があるということでございます。</p> <p>この問題につきましては調整方針は、執行方法につきましては現行のまま新町に引き継ぎ、公職選挙の執行規程につきましては、新町発足までに調整し再編するという調整方針を載せております。</p> <p>3点目の財産区議会の議員選挙でございます。</p> <p>神崎町に3つの財産区、大河内に2つ、計5つの財産区が存在をいたしております。これらの選挙の執行方法につきましては、それぞれの財産区と申しますが、両町ともほぼ同様でございますが、届け出の関係様式について差異がございます。現行の公職選挙執行規程を調整し、再編を図る必要があるというところでございます。</p> <p>また、選挙執行経費につきましては、両町ともそれぞれ5つの財産区が負担をされておるというところでございます。</p> <p>この財産区に係ります調整方針といたしましては、3ページの3ということで、執行方法及び経費負担につきましては現行のまま新町に引き継ぎます。公職選挙執行規程につきましては、新町発足までに調整・再編をするという方向にしたいということでございます。</p> <p>4点目の市町村長の選挙についてでございます。</p> <p>この町長の選挙なんですけれども、この執行につきましては両町ほぼ同様でございますが、上記の農業委員会、財産区と同様に、届け出の様式に一部差異がございます。また、現行の公職選挙執行規程を調整し、再編を図る必要があるというところでございます。</p> <p>執行方法につきましては、現行のまま新町に引き継ぎ、町長の選挙につきましては現状では目標期日11月1日ということで、10月3</p> |

| 発 言 者 | 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|-------|---|
| | <p>1日で失効いたします。そして、それから50日以内に選挙を実施することが法律で義務づけられておりますので、新町発足までに公職選挙の執行規程を調整し再編すると調整方針を出させていただいております。</p> <p>5点目の議会議員選挙についてでございます。</p> <p>これも上記と同様に、執行方法につきましてはほぼ同様でございます。一部届け出の関係様式等に差異がございます。現行の公職選挙執行規程を調整し、再編を図る必要があるという問題でございます。</p> <p>この議会議員の選挙につきましての執行方法等につきましては、現行のまま新町に引き継ぎを行い、公職選挙の執行規程は新町発足までに調整・再編するということでございます。</p> <p>続きまして、6点目の投票区及び開票区等につきまして、3点ございます。</p> <p>まず1点目が、両町の投票区でございます。神崎町は現在15の投票区がございます。こちらの方は手元の現況比較表の6ページの方を見ていただきましたら、投票区の状況がございます。神崎町15、本年3月2日の定時登録では6,716人、一方大河内は第10投票区までで4,296人という定時登録がされておるところでございます。</p> <p>この両町の投票区でございますけれども、各投票所間の有権者の数の格差は大きくなりますけれども、選挙人の利便性を考慮して調整する必要がまず1点ございます。</p> <p>次に、開票区ですけれども、開票区につきましては、集計事務、速報関係等から一つの開票区とし、開票場所を選定しなければなりません。ただし、投票箱の送致距離が長くなるので開票の開始時間、これは両町とも現在8時までの選挙で、それから1時間、間あけて9時から、あらゆる選挙について開票作業に入っておりますけれども、これらを検討する必要があるということが2点目の問題としてございます。</p> <p>3点目に、今年の7月の選挙からでございますけれども、従来の不在者投票、これもあるんですけれども、期日前という投票、スタイルが若干変わりました。期日前及び不在者投票所の設置場所についてでございます。</p> <p>現在、神崎町の方には支所がございませんので、神崎町の役場、ここでされております。一方、大河内町につきましては長谷に支所がございまして、選挙のときには大河内町の役場と長谷支所においてこ</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|-------|--|
| | <p>これらの取扱いを行っておるところでございます。</p> <p>新町における支所等の設置場所につきましては、期日前の投票制度による従事者数、これが大きくいろんな経費面とかいろんなもので影響してまいります。そういった事務的な経費及び事務の輻輳並びに選挙人に対する便宜供与等を総合的に判断しながら検討をする必要があるという課題がございます。</p> <p>投票区及び開票区につきましては、この3つの大きな問題がございまして、それらの調整方針といたしましては、3ページの方でまず投票区の設定についてでございます。これは両町で合わせますと25になるんですけれども、有権者のいわゆる便宜を図る面から、現行どおりの25投票区とするということで調整をさせていただきました。</p> <p>2点目の開票区、開票場所ですけれども、これは1開票区とし、開票の開始時間につきましては新町発足までに調整をいたします。</p> <p>3点目の支所等における期日前及び不在者投票所の設置は、新町発足までに調整をいたしますというところでございます。</p> <p>現時点におきましては、神崎町の方に市庁舎、また大河内の長谷支所については存続をするという形で、その施設との整合性も図りながら、このあたりについては十分検討し調整をするというところでございます。</p> <p>例示を挙げますと、あの大きな姫路市におきましても、こういう期日前及び不在者投票につきましては姫路市役所の本庁舎のみでしか実施をいたしておりませんので、こういったことも含め、また住民の皆さん方の利便性といったことも含めて、新町発足までにこの期日前及び不在者につきましては十分検討したいというところでございます。</p> <p>7点目に、ポスター掲示場の設置についてでございます。</p> <p>これにつきましては、皆さん方も選挙たびにポスターの掲示場よくごらんになるうかと思っておりますけれども、こちらの方は資料の7ページの方、現況比較表の方、7ページをごらんいただきたいと思っております。</p> <p>現在の設置数ですけれども、本年の参議院議員の選挙時におきまして、神崎町におきましては法定数でございます105の場所に設置をなされております。第1投票区の8カ所から第15投票区の8カ所まで計105の場所に設置をされております。</p> <p>一方、大河内町は第1投票区の5カ所から第10投票区の13カ所まで計71の場所に掲示板が設置をされておるという現行でございます。</p> <p>これらの中で課題、問題点といたしまして、大河内町は投票区毎の</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|-------|---|
| | <p>法定設置数を投票区の有権者・可住面積を基準として町全体の法定設置数を案分して設置をしております。神崎町は、法定設置数どおりされておりますので、現状を考慮して調整をする必要があるというところでございます。</p> <p>これらにつきまして、3ページの方では、投票区毎の設置数につきましては、区内の可住面積、距離、有権者数等から現状の設置数で合理性があると判断し、現行どおり新町に引き継ぐと調整方針を出させていただいております。</p> <p>以上7つが総務関係事務事業の選挙絡みに係ります事務の取扱いでございます。</p> <p>4ページ以降は、それぞれの選挙に係ります両町の比較表をつけさせていただきます。</p> <p>続きまして、提案第36号農林水産関係事業（その2）の取扱いについて提出する。</p> <p>平成16年9月29日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。</p> <p>資料を1枚おめくりいただきたいと思います。</p> <p>3ページの方に掲載をさせていただいております農林水産関係の事業の取扱いについてでございます。</p> <p>今回は、林道、治山、そういった部分につきましていろいろ協議をいただきました。今回は特に農業関係を中心とした事務の整理でございます。</p> <p>まず、課題、問題点につきまして、8つの項目がございます。</p> <p>1点目が、農業共済事業についてでございます。</p> <p>この農業共済事業につきましては、皆様方ご存じのように、神崎・大河内も含めて6町で広域で中播農業共済事務組合に加入をいたしておりますので、取扱いについては同様でございます。合併等により構成町に変更が生じる場合は、調整が必要となるというところでございます。</p> <p>これにつきましては、4ページの方で調整方針を出させていただきます。</p> <p>農業共済事業につきましては、現行のまま新町に引き継ぐ。なお、合併等により構成町に変更がある場合は、農業共済事務組合において関係自治体での必要事項を調整するというところで、こちらの方につきましては当合併協議会におきましても、一部事務組合の取扱いということで大きな項目で協定項目を上げておりますので、そちらの方での</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|-------|--|
| | <p>取扱いになってこようかと思しますので、こちらの農業関係につきましてはこの程度でとどめさせていただきたいというふうに思います。</p> <p>2点目の生産組織育成及び農業関係団体についてでございます。こちらの方では5項目、課題、問題点がございます。</p> <p>まず1点目が、両町の実産組織についてでございます。</p> <p>大河内町は全20の集落に農会組織がございまして。集落営農組織でございます営農組合は12集落で組織されております。一方、神崎町は農会と集落営農を一本化されて営農組合を全19集落で組織をされておるため、組織体制が違います。したがって、このあたりを調整する必要があるということでございます。</p> <p>2点目に、神崎町におけます営農組合、大河内町におけます農会並びに営農組合の補助についてでございます。</p> <p>神崎町は、営農組合補助金及び特定作物種子対策事業補助金といった制度を設けられております。一方、大河内町は、農会に対しましては水田農業構造改革対策推進費補助金、営農組合に対しましては高性能農業機械導入事業補助金及び大型農業機械更新事業補助金といった制度を設けておまして、両町に差異が発生しておりますので、これらを調整する必要があるとございます。</p> <p>また、農会における神崎町での営農組合長手当と大河内町での農会長手当にも差がございまして調整するという課題がございまして。</p> <p>3点目の生産組織の育成事業につきましては、両町ともそれぞれ各部会の活動実績等によりまして、神崎町は平成15年度、大河内町は平成16年度からともに各部会への補助金を凍結をなされております。この部会につきましては、お手元の資料の6ページの一番上段の方に生産組織の育成事業ということで、神崎町は11部会でございます。大河内は5部会、それぞれそこに明記されておるような部会にこれまで補助をされておりましたが、ここ一、二年の間は補助金を凍結されております。</p> <p>しかしながら、新町の農業関係の活性化、そういった意味も含めまして新町での補助制度について調整する必要があるというところでございます。</p> <p>4点目のキャベツの価格安定基金制度につきましては、この件につきましては北部3町、神崎、大河内、市川で設置をしており、補助制度についても両町とも同様の取扱いとなっております。</p> <p>5点目のその他ということで、神崎町には集落営農振興協議会を設置をされ、補助金を交付し、大河内町は農会長会において農事部会と</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|-------|--|
| | <p>いった部会を設置されております。そして、そのそれぞれの会の方に研修費という形で負担をしているため、調整をする必要がございます。</p> <p>これら5項目につきましては、3ページの方でそれぞれ調整を書かせていただいております。</p> <p>まず、1点目の生産組織の体制、農会、営農組合につきましては、先ほどのご説明申し上げました大河内町の例により調整をまいります。</p> <p>2点目の神崎町の営農組合長手当及び営農組合への補助金につきましては、大河内町の例により、農会長手当及び農会補助金とし、手当及び補助金の額は新町発足までに調整をいたします。</p> <p>また、各補助制度は、これ各補助制度と申しますのは両町にございます制度でございます。大河内で申しますと、営農組合に対して高性能の農業機械を導入する場合の補助制度並びに大型農業機械を更新する場合の補助制度、こういったところでございますけれども、こういった補助制度につきましては新町におけます財政状況及び各営農組合の運営状況を勘案しながら、要綱の見直しを含めて新町までに調整をするというところでございます。</p> <p>先ほどの申し上げました営農組合、農会等への補助制度につきましては、右のページ5ページの中段より下の方に掲載をさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思っております。</p> <p>3点目の生産組織の育成事業につきましては、現状を十分に把握いたしまして、新町発足までに調整をいたします。</p> <p>4点目のキャベツ価格の安定基金制度補助につきましては、現行のまま新町に引き継ぎます。</p> <p>5点目の神崎町集落営農振興協議会及び大河内町の農事部会の組織並びに補助金等につきましては、新町発足までに調整をいたします。</p> <p>また、恐縮ですが3ページに戻っていただきまして、3点目に農業融資ということで、この農業融資に係ります制度に対する事務処理につきましては、JA等を窓口として対応されております。したがって、特に問題はございませんが、今後は利子補給を含む町単の制度の検討が必要であろうということで課題がございます。</p> <p>こちらの方は4ページの方で(3)農業融資の方で、農業融資の制度に係る事務処理につきましては、現行のまま新町に引き継ぐと。ただし、新町発足後におきまして利子補給制度を検討してまいりますという調整方針を出させていただいております。</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|-------|--|
| | <p>4点目の林業振興の補助事業についてでございます。</p> <p>森林の振興補助事業といたしまして、神崎町におきましては木工芸センターの管理運営及び木材フェアの実施委託事業をされております。大河内町にはこれらの該当事業がございません。したがって、新町発足後における取り組みにつきまして調整をする必要がございます。</p> <p>関連いたしておりますので、(5)の林業体験学習と同様にご説明を申し上げます。</p> <p>この体験学習につきましては、現在神崎町では木材フェア及び森づくりオーナー制度の事業を行っております。大河内町では、これらに関する事業は、先ほどの木工芸センター並びに木材フェアの実施と同様に、該当事業がございません。したがって、新町発足後における取り組みについて調整をする必要がございます。</p> <p>また、緑の少年団、これにつきましては両町ともございますが、若干内容に差がございますので調整する必要があるという問題点でございます。</p> <p>これらにつきましては、4ページの方で(4)、(5)に掲載をさせていただいておりますように、林業の振興補助事業につきまして、神崎町の木工芸センターの管理委託事業は現行のまま新町に引き継ぐこととし、木材フェアの実施委託事業は継続を基本に両町の森林組合と協議し調整をまいります。</p> <p>(5)の森林体験学習、木材フェアは、上記の先ほどの林業振興補助事業の絡みと同様に、とおりとし、森づくりのオーナー制度は現行のまま新町に引き継ぎます。</p> <p>また、緑の少年団なんですけれども、これにつきましては大河内町の例により調整するということでございます。この緑の少年団につきましては、お手元資料の7ページの方をごらんいただきますと、両町の比較、下の方になりますけれども、林業体験学習の3段目の一囲みの中でございます。</p> <p>町からの補助金は、神崎町はございません。大河内は毎年5万円とされております。あわせまして、緑の羽募金ということをご協力いただいておりますけれども、こちらの方から神崎町は毎年5万円程度の補助、大河内は3年に一度10万円程度の補助というところがございます。</p> <p>なお、対象につきましては、各集落18団、1年生から6年生と、神崎町に対しまして大河内は各小学校区、いわゆる5つの小学校区に</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|-------|--|
| | <p>5団ということで対象を5、6年生という扱いにしておりますので、この辺は大河内町の例により調整をするという方針を出させていただいております。</p> <p>続きまして、3ページに戻っていただきまして、これも関連がございますので、(6)、(7)、(8)と一緒にご説明を申し上げます。</p> <p>まず、猟友会についてでございます。猟友会につきましては、神崎・大河内両町とも組織をされております。活動等の補助内容及び補助金の額に差がございます。組織の統合とあわせて調整をする必要がございます。</p> <p>次に、(7)の有害鳥獣捕獲助成ということで、これにつきましては、大河内町の方では野猿の捕獲特別奨励補助金交付要綱を設けて実施をいたしております。神崎町にはこの制度がございません。したがって、調整をする必要がございます。</p> <p>(8)の有害鳥獣の防止対策補助につきましては、両町とも国・県の補助事業につきましてはそれぞれ対応されております。一方、大河内町では、国・県以外のいわゆる採択されない単独事業につきまして補助制度を持ってございます。神崎町では、そういった単独の制度がないため、調整をする必要があるという課題点でございます。</p> <p>まず、この猟友会につきましては、お手元の資料の7ページの方に現況の比較表で掲載をさせていただいております。</p> <p>前後いたしますけれども、現在、神崎町は会員30名、大河内は39名いらっしゃいます。</p> <p>補助金につきましても、両町とも猟友会に支出をされております。神崎町は駆除に対する委託料といたしまして30万円、大河内の方は一般駆除の活動補助ということで40万円と、鳥獣保護区の駆除活動補助ということで30万円支出をさせていただいております。</p> <p>大河内の方では、1つ覚えていただければと思うんですけれども、ダム関連のときにこの有害鳥獣に対する補助というような制度ができておりますので、こういう形で2段書きをさせていただいております。</p> <p>4ページの方に戻っていただきまして、(6)、(7)、(8)の調整方針を出させていただいております。</p> <p>まず、猟友会につきましては、活動内容及び補助金等について猟友会の組織の統合問題とあわせて、両町の猟友会と協議をし調整をさせていただきます。</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|---------|--|
| 小寺（議長） | <p>有害鳥獣の捕獲助成につきましては、大河内町の野猿捕獲の助成制度を基本にし、被害が拡大している他の鳥獣も含めて調整をいたします。</p> <p>（８）の防止対策の補助につきましては、町単独の補助制度につきましては大河内町の例により調整をさせていただきます。</p> <p>（７）、（８）の有害鳥獣関係の捕獲並びに防止対策のそれぞれの事業につきましては、資料の８ページの方に掲載をさせていただいております。</p> <p>特に、大河内の場合は、皆様方ご存じのように野猿の被害というのが深刻な問題となっております。こういったものにつきましても照らし合わせまして、補助金の交付要綱を設けて、猟友会の方をお願いをいたしております。</p> <p>また、防止策の方につきましても、共同施行の施行者に対して電気の防止さく、また網等の防止施設、こういったものに査定事業費の２分の１以内の額とし、２００万円を限度とした補助制度を設けておるといところでございます。</p> <p>以上、大変走りまわりましたが、次回協議会でご提案をさせていただきます４つの項目につきまして報告を終わらせていただきます。以上です。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま提案第３３号から提案第３８号まで提案説明がございました。</p> <p>これら４件につきましては、次回の合併協議会に協議事項として提出をされますので、よくご検討していただきたいと思っております。</p> <p>次に、その他に移りたいと思いますが、ひとつ事務局、お願いいたします。</p> |
| 浅田（事務局） | <p>まず、こちらの方に上げておりませんが、まずもっておわび申し上げます。</p> <p>前回、９月１４日の第１０回合併協議会の際に、大河内の保健福祉センターの方で夜の７時からの開催ということで１０時を過ぎまして、大河内の東側並びに正門が閉まってしまうと、特に神崎町の委員さん方にはお車でご来場のときに、帰りにそういった配慮がなく、大変申しわけなく思っております。大河内町では、青少年の育成というようなことも含めまして、夜の１０時に正門並びに東の門につきましては当直の方に門を閉めていただいておりますので、その辺の配慮がなかったということでお許しをいただきたいというふうに思い</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|-------|---|
| | <p>ます。</p> <p>それから2点目に、次回の合併協議会の日程なんですけれども、今回は大河内で土、日というふうな開催予定をさせていただく中で、従来は10月12日が申し合わせの日になっておったんですけれども、この週につきましては両町の議会が大変県等の会議等で忙しくて日程がとれません。また、両町とも9、10、11、また16、17といったところは秋祭りの最中でございますので、大変恐縮に存じますが、10月15日午後1時半から、大河内の保健福祉センターの方で開催をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>最後に3点目ということで、本日別添で資料を配らせていただいております合併協議におけます協定項目の表現方法につきまして、これまで委員さんの方からよくご指摘をいただいております調整方針の表現方法につきまして、各委員さん方にいま一度ご確認をいただきたいというところでございます。よく出てまいります言葉に、新町発足までに調整をする、新町発足後調整をする、現行のまま新町に引き継ぐ、神崎町（大河内町）の例によるといったところがよく出てまいります表現方法でございます。</p> <p>これらにつきましては、そこに若干記載をさせていただいておりますのでございますけれども、じゃあだれがどのように、協議会の中で調整し、新町発足までに調整していくんだと、我々委員については合併協議会が解散した後、そういった情報とか、そういった最終的なことはどうなるんだというところが、よくお聞きになられるところかと思ひます。</p> <p>まず、この合併協議会では、1枚めくっていただきまして3ページの方で、協定項目の自治体の存立にかかわる基本的な事項、特に5項目、合併の方式、期日、名称、事務所の位置、財産の取扱い、そして事務事業の一元化にかかわる事項、これは合併特例法の規定項目で5つございます。新町建設計画、議会議員の定数及び任期の取扱い、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い、地方税の取扱い、一般職の職員の身分の取扱い、これらにつきましては、大変重要な項目でございますので、先ほど申し上げましたような新町発足までに調整をするといったことはやっておりません。これらは合併期日までにきちっと定めなければならない項目になっておりますので、このことにつきましては何らかの形で方向性が出てまいるというところでございます。</p> <p>それ以下のその他項目、各種事務事業の取扱い、その他項目の中</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|-------|---|
| | <p>で、この中におきまして特に両町の住民サービス、使用料、手数料、そういったものにつきましてはきっちりとした形で料金設定をし、皆様方に提案し、ご検討いただき、決定をいただいておりますけれども、なかなか両町が幹事会を中心に、また町長さん同士で協議をいただいても、合併までにはかなり難しい問題等につきましては、それ以後両町長さんで合併期日までに調整をしていただき、実際は職員が中心になってやるんですけれども、その後新町の町長に引き継ぎをしていくという形になってまいろうかと思えます。</p> <p>したがって、合併協議会の委員さんと調整方針のかかわり方なんですけれども、3の方で書かせていただいておりますように、新町発足までに調整する項目については確認はできませんので、と申しますのは合併協議会というものが恐らく平成17年3月末をもって解散になるであろうといった状況の中で、4月以降、合併期日までの間にそういった諸問題については解決策を講じてまいりますので、最終的には両町の町長が対応してまいります。</p> <p>したがって、最終的な調整結果につきましては、事務的な項目以外の重要な項目につきましては、広報誌を通じてお知らせをしていくという形になろうかと思えます。</p> <p>そして、2ページの方で、4点目に、合併協議会において明確な調整方針は出せないのかというふうな質問も出ますけれども、私どもは基本的に両町の職員が調整をし、幹事会で検討し、合併協議会で白黒をきちんと出していただけるのが一番いい形ではないかというふうに思っております。</p> <p>何と云っても、合併協議会の決定事項というのが一番尊重されることだと思っておりますけれども、現時点におきましてはやはりいろんな過去からの経緯、いろんな諸問題を抱えておりますので、先ほどのような表現方法になっておるといふところがありますので、ひとつご理解をいただきたいと思えます。</p> <p>なお、全国の他の合併協議会におきまして、先ほどのような重要な項目につきましては、合併までにきちっと決められておりますけれども、それぞれの各両町の1,500あります項目の中で、やはりどうしても新町発足までに、もしくは新町発足後という表現を使われておるところが大半でございますので、その辺のご意見につきましてもよろしくご理解をいただきたいと思えます。</p> <p>そして最後に、申し上げましたように、この協議会また事務局はいつまで存在するのかというところなんですけれども、現行法でいきま</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|---------|--|
| 小寺（議長） | <p>すと平成17年3月までかなというふうに思っております。当然、協議会が解散をすれば事務局も解散をいたします。しかしながら、先ほどの調整項目の中でたくさん新町までに調整をする項目が発生をいたしますので、それらの事務処理に当たるために合併までの準備室といったものが恐らく設置をされ、新町発足までのさまざまな事務に当たるというところでございます。</p> <p>先ほど申し上げましたことは、その四角囲みの中で掲載をさせていただいておりますので、そのあたりにつきましては事務局も十分認識をして今後も対応してまいりたいと思いますので、いま一度ご確認ということでご理解をお願いしたいと思います。</p> <p>以上3点でございます。</p> |
| 足立（会長） | <p>どうもありがとうございました。</p> <p>会長より発言があるそうでございますので。</p> <p>ほかじゃないんですけど、今提案いたしました4つの問題の中で、次のときの参考ということで、ちょっと事務局にお尋ねしておきたいと思います。</p> |
| 小寺（議長） | <p>長谷の不在投票ですね、何件ほどあったんでございましょうか。</p> <p>それからもう一つ、営農組合でございますが、今度政府の方針が、直接補償制度が、組合、生産法人ですか、あるいは担い手ということになるようでございますので、その辺の絡みで営農組合というのは積極的に作り上げるべきではないかなというふうに思います。また逆に、広域化するということも考えなくてはならないということ。いずれにいたしましても、この件につきましては、政府の直接支払い制度を制度的に受け入れられるような組織体制を作ることが大変重要ではないだろうか、このように私は考えます。</p> <p>したがって、次のこの農会、営農組合等を大河内町の例により調整するという項については、その辺も含めて議論をしていただいたらありがたい、このように思います。</p> |
| 浅田（事務局） | <p>事務局、お願いします。</p> <p>今、会長から出されました2点のまず1点ですけれども、前回の参議院のときで期日前の投票が約100名、大河内でありました。</p> <p>そうでしょ、長谷支所の方ですね。長谷支所の期日前で100名。</p> <p>それから2点目の農会、営農組合の生産法人、そのあたりにつきましては、大変申しわけございませんが、そこまで深く追求をいたしておりませんので、次回までにもう少し検討させていただきますので、お願いしたいと思います。</p> |

| 発 言 者 | 議 題・発言内容・決定事項 |
|--------|---|
| 小寺（議長） | <p>理事者の方でほかにございませんか。</p> <p>事務局のこちらの方からは一応これで終わりとしたいんですが。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 小寺（議長） | <p>それでは、ほかに特にないようでございますので、この辺でひとつ会議を閉じたいと思います。</p> <p>本日の会議、終始熱心にご検討いただきまして、大体初めにお願いをしましたように約2時間、3時30分、3時半ぐらいでちょうど終了をいたすことができました。今、外を見ますとちょっと明るくなっておるんですけども、まだ台風21号については心配をされますので、ひとつおうちの方に早く帰っていただいて、今後の災害防止等にひとつ対処していただきたいと思います。</p> <p>本日はどうもご苦労さんでございました。ありがとうございました。</p> |